「平　・　・
平　・　・
（別表六の二（二十）付表「２の①」）
平　・　・
平　・　・
（別表六の二（二十）付表「２の②」）」を「平　・　・
平　・　・
（別表六の二（二十四）付表「２の①」）
平　・　・
平　・　・
（別表六の二（二十四）付表「２の②」）」に改め、同表の記載要領第１号中「特別控除）、」を「特別控除）又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「別表六の二（二十）「７」又は別表六の二（二十）付表「２」」を「別表六の二（二十四）「７」又は別表六の二（二十四）付表「２」」に改め、同表を別表六の11に改める。

別表六の11の記載要領第１号中「第68条の９第１項又は」を「第68条の９第１項若しくは第３項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第５項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）若しくは同条第７項又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成29年旧措置法」という。）第68条の９第１項若しくは」に改め、同第11号中「租税特別措置法」の次に「第68条の９第１項若しくは第３項（同条第４項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は平成29年旧措置法」を加え、同表を別表六の11とする。

別表六の11の付表の表中「各連結法人における比較試験研究費の額（別表六の二（五）「10」）」を「各連結法人における比較試験研究費の額（別表六の二（七）「10」）」に、「試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二（四）「21」）×(3)/(4)」を「試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二（六）「21」）×(3)/(4)」に、「平均売上金額（別表六の二（五）「５」）」を「平均売上金額（別表六の二（七）「５」）」に、「平均売上金額の10％相当額を超える（別表六の二（四）「21」）×(8)/(9)」を「平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二（六）「21」）×(8)/(9)」に改め、同表の記載要領中「第68条の９第４項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）」を「第68条の９第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」に改め、同表を別表六の11の付表とする。

別表六の11の表中「試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二（四）付表「１」の合計）」を「試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二（六）付表「１」の合計）」に、「比較試験研究費の合計額（各連結法人の別表六の二（五）「10」の合計）」を「比較試験研究費の合計額（各連結法人の別表六の二（七）「10」の合計）」に、「平均売上金額の合計額（各連結法人の別表六の二（五）「５」の合計）」を「平均売上金額の合計額（各連結法人の別表六の二（七）「５」の合計）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十）「７の③」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十四）「７の④」）」に改め、同表の記載要領第１号中「第68条の９第４項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）」を「第68条の９第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成29年旧措置法」という。）第68条の９第４項第１号」を「第68条の９第７項又は平成29年旧措置法第68条の９第４項第２号」に、「「又は⑱の金額」」を「「⑩の金額又は」」に、「同項第２号」を「同項第１号」に、「「⑩の金額又は」」を「「又は⑱の金額」」に改め、同表を別表六の11とする。

別表六の11の付表の次に次の四表を加える。